

第20回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会

平成23年6月2日

【浦上専門官】 それでは、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第20回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会を開催いたします。

調査委員会の開催に当たりまして、久元自治行政局長から一言ごあいさつ申し上げます。

【久元自治行政局長】 大変お忙しい中、また、雨の中、座長をお願いしております安田先生をはじめ、委員の先生方、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、委員の清原三鷹市長さんにおかれましては、このたび3回目の三鷹市長にご就任ということでお喜びを申し上げます。

【清原委員】 どうもありがとうございます。

【久元自治行政局長】 3月に開会させていただきましてから、4月28日に実務検討会で要綱が取りまとめられておりまして、今月中に大綱を策定すべく議論が進められています。この要綱の内容につきましては、幾つかの新聞でも報道されておりますし、社説でも幾つか取り上げられております。

例えば5月29日の朝日新聞の社説では、「この番号制への理解が広がっているのは間違いない。一方で、情報が集約、管理されることへの不安は根強いものである。両者をどう調整するのか、まとまった要綱案はかなり練られた内容となった。また、この自己情報の観点からは、住民基本台帳ネットワークとプライバシー保護の関係が争われた裁判で、最高裁が求めた安全基準を念頭に慎重な検討がされたことが伺える」といったような評価がなされております。

私どもが住基ネットの検討を始めたときの非常に険しい、厳しい指摘と比べますと、この番号制度についてはおおむね肯定的な評価が広がっているのではないかと。そういう中で、この番号制度に対して、住基ネットのほうでどう対応するのか入念な検討が求められていると思います。

これまで専門調査会を4回開会していただきまして、住民票コードをどういうふうに「番号」付番機関に伝えて「番号」を生成するのかといったような問題、4情報をどういうふうにマッチングさせるのかといったような問題につきまして検討していただきました。それ

を踏まえた中間論点整理の案を私どもなりに取りまとめさせていただきましたので、今日はこの内容につきまして忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【浦上専門官】 それでは、委員をご紹介します。東京電機大学教授の安田浩座長、東京工業大学教授の大山永昭座長代理です。

【大山座長代理】 よろしく申し上げます。

【浦上専門官】 NPO法人国際変動研究所理事長の小川和久委員。

【小川委員】 よろしく申し上げます。

【浦上専門官】 全日本自治団体労働組合副中央執行委員長に加藤孝二委員。

【加藤委員】 おはようございます。よろしくどうぞ申し上げます。

【浦上専門官】 東京工科大学教授の手塚悟委員。

【手塚委員】 おはようございます。よろしくお願いいいたします。

【浦上専門官】 サイバー大学教授の前川徹委員。

【前川委員】 よろしくお願いいいたします。

【浦上専門官】 それから、三鷹市長の清原委員。

【清原委員】 清原です。よろしくお願いいいたします。

【浦上専門官】 それから、少し遅れておりますが、公認会計士の松尾明委員が出席されると聞いております。

【浦上専門官】 計8名の皆さんにご出席をいただく予定でございます。なお、徳島県知事の飯泉嘉門委員、それから、リコージャパン株式会社代表取締役会長執行委員、遠藤統一委員、一橋大学名誉教授の堀部政男委員からはご欠席のご連絡を承っております。

それでは、議題に入りたいと存じますので、ここからの進行は安田座長にお願いしたいと思っております。

【安田座長】 それでは、お忙しいところありがとうございました。議事に入りたいと思っております。まず、資料の取り扱いについて公開するかどうかということについて確認をしたいと思っております。事務局のほうからご説明をいただけますか。お願いします。

【浦上専門官】 それでは、本日の資料につきましては2種類でございます。資料として「社会保障・税に関わる番号制度に関する議論を踏まえた住民基本台帳ネットワークシステムのあり方（中間論点整理（素案）」というもの、それから、参考資料としまして社会保障・税番号要綱と、それから、簡単な絵をつけております。

この中間論点整理の素案につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム専門調査会におきまして、これまで4回の議論を経たということで作成した素案でございまして、本日の調査委員会でのご意見を踏まえて、今月中に第5回の専門調査会を開催し、中間論点整理を取りまとめて、再度6月23日に予定しております次回の調査委員会においてご報告をしたいと考えておりまして、本日の資料の取り扱いにつきましては、現在、政府において検討されている番号制度自体が今月中の大綱の策定に向けて調整中ということでございますので、参考資料の要綱以外は非公開というふうにしてはどうかと存じます。

それから、議事録につきましても、そういった観点から次回の調査委員会を開催した後、中間整理の取りまとめがあった後に公開するということが適切かと思われまます。

【安田座長】 ありがとうございました。

大変微妙な状況にありますので、既に実務検討会でなされているのはいいのだと思うんですけども、それ以外は非公開。議事録もある程度決着するまでは非公開ということで考えたいということで、皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【安田座長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、議事に入るとということで議題の社会保障・税に関わる番号制度に関する議論を踏まえた住民基本台帳ネットワークシステム等のあり方について、これについてご説明をいただきたいと思ひます。その前に参考資料の1も同時に説明いただくということでよろしくお願ひいたします。

【山崎課長】 それでは、私から4月28日に出ましたこの要綱の住民基本台帳ネットワークと公的個人認証サービスに関係ある部分の説明と、それを踏まえまして、今、大山先生のところで専門調査会を持っていただきまして、今まで4回にわたって議論をしましたので、その途中経過です。まだ結論が出ているわけではありませんで、今日は先生方のご意見も承りながら、さらにもう一度検討させていただいて、大山先生にお取りまとめいただくということで、途中経過の議論をさせていただきたいと思ひます。その間に実はきのう、座長から全体像がわかりにくいので、絵を用意しろという話がありましたので、この絵も少し触れながらご説明させていただきたいと思ひております。

それでは、要綱の参考資料1のほうですけれども、この扱いですが、実務検討会と書いてありますのは与謝野大臣が主催される副大臣レベルの検討会で結論が出ていて、これを踏まえて今度は6月の終わりまでに閣議決定に持ち込む大綱ができていくというのが現状

におけるスケジュールでございます。

おめくりいただきまして、少し飛ばしますけれども、5ページをごらんください。先ほど久元局長から申し上げましたけれども、今回の要綱の特徴は、調査委員会の先生方に本当にご苦勞おかけしました住基ネットの色々な今まで受け入れられる過程の大事なポイントであります20年3月6日の最高裁の判決ということを枠組みに使っている。最高裁が合憲というふうに住基ネットを認めてくださいましたのが、大体6つ要件があるわけです。

1つ目に何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有している。2つ目に個人情報を一元的に管理することができる機関とか主体は存在しないこと、3つ目に管理・利用等が法令等の根拠に基づいている。正当な行政目的の範囲内だと。4つ目にシステム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がない。5つ目に目的外利用とか秘密の漏えいをした場合には懲戒処分だとか刑罰をもって禁止されている。6つ目に第三者機関等の設置によって個人情報の適切な取り扱いを担保するための制度的な措置を講じていること、こういうことが満たされているので合憲だというふうに言ってくださったというわけです。

今回、これを踏まえまして要綱では来るべきシステムとか、来るべき制度をこれに適合するようにつくっていかうという枠組みになっていまして、①につきましては「番号」に関する個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならんとか、法律に規定する正当な理由のない提供行為等に罰則を設ける。それから、一元管理につきましては、②(a)ですが、まず情報連携の対象となる個人情報について、その情報保有機関のデータベースによる分散管理とする。これは集中的にどこかのデータベースにためてしまうのではなくて、市町村なら市町村、年金機構なら年金機構がばらばらにデータベースを管理するというやり方にしましょうというものです。②(b)ですが、法令で定める事務について、「番号」に係る個人情報を情報保有機関間でやりとりするために電子情報処理組織をつくるのだけれども、そこにおいては民一民一官で広く利用される「番号」を手段として直接用いない。当該個人を特定するための情報連携基盤と情報保有機関のみで用いる符号を用いることとする。

これは何かと申しますと、セキュリティの観点、それから、プライバシーを守る、個人情報を守るという観点から特別な電子情報処理組織をつくりましょうと。そこではみんなに見えている「番号」は納税者番号とか、みんなに見えている番号なので、なりすましたとか、漏えいだとか色々なことがあるでしょう。そういう「番号」を直接には連携のキー

に用いませんよと。行政機関である情報連携基盤と情報保有組織だけが持っている符号と書いていますが、これが今までコードと言われているやつですけれども、これを法律的に言った符号を用いることにする。この符号はみんなが見ている「番号」からは推測できないようにすると書いてございます。

③でございますが、その管理とか利用についてですが、「番号」を用いることができる事務だとか、情報連携基盤を用いることができる事務、それから、提供される個人情報の種類とか提供先等は逐一法律とか、法律の授權に基づく政省令に書き込むと書いてございます。それから、自己情報コントロールの観点から、だれが自分の情報に接したのかということがわかるようにアクセス記録はマイ・ポータルで見えるようにする。これはインターネット上で開設されるマイ・ポータルに自分がアクセスすれば、自分の情報をだれが使ったのかというのをわかるようにしたいということを書いています。システムにつきましては、暗号化と書いてありますが、システム上のセキュリティ対策を十分に講じるというのが④でございます。

⑤につきましては、行政機関の職員が不正なことをするとか、それから、不正収集するとか、こういうことにつきまして罰則を個人情報保護法よりも引き上げて、それからまた民間事業者が何かした場合にも罰則をかけていくということを書いています。それから、第三者機関に関しては、これは国の行政機関等と書いてありますが、ここは地方公共団体とか民間も含めまして監督をする独立性のかなり強い第三者機関を設置するというふうに枠組みをつくって、これに基づいて考えていこうというふうにしてあるわけでございます。

そこで7ページでございますが、住民基本台帳のほうに言われていることでございますが、個人に付番する「番号」というところに下線を引いております。これは個人に付番する「番号」につきましては、住基ネット等、既存のインフラをできる限り生かした効率的なシステムを構築した上で住民票コードと1対1で対応する新たな番号とする。住民票コード自体は秘匿されている番号ですので見せないけれども、新しい番号をつけてそれを使いましょうと。

付番の方法については、現行の住民基本台帳法に基づく住民票コードに係る事務のあり方や社会保障・税分野における地方公共団体等の実務を踏まえ、国と地方公共団体と、このIV 1.の機関というのは、これは端的に言えば指定情報処理機関、地方自治情報センターのことが書いてありますが、それが適切な役割分担のもとに行うことを基本として今後検

討する。若干あいまいに書いてございますのは、ここはまさに専門調査会、調査委員会でご議論いただいた上で、私どもとしては国が何をして、地方自治情報センターが何をして地方自治体に何をお願いして、その事務の性格はどうだということを決めていきたいと考えているわけでございます。

(2) でございますが、ここは決めて書いてありますのが、市町村は「番号」を遅滞なく個人に通知するものとする。市町村から通知をする。ただし、券面に「番号」が記載されたICカードが既に交付されている場合には、改めて当該通知を要しないものとする。これは後ほどご議論いただきたいと思っておりますが、実は現在の要綱ではICカードにすべて「番号」が記載されているバージョンというのを想定されておりまして、それが既に渡っているのであれば、改めて通知をすることはないと書いてございます。ここは先生方にまたご議論いただきたいというポイントでございます。

それから、8ページの下のところでございますが、これは簡単に申しますと「番号」を取り扱う機関が、「番号」が真正かどうかとか、それから、本人確認をどうするかというのは、そのそれぞれの行政分野でレベルがあるだろうから、これは個別法で決めていきたいと思いますということが書いてございます。

それから、9ページの下の方に「番号」が券面に記載されている、これは注でございますが、ICカードを本人確認書類として用いた事業者が考えられる。なお、「番号」はICカードの裏面に記載するなど、「番号」ができるだけ複写されない措置を検討する。つまり、ICカードにはみんな「番号」があるんだけど、裏面に書くようなことをすればコピーとかがとられにくくなるのではないかと書いてございます。

それから、ページを少し飛ばしまして12ページでございますが、「番号」を生成する機関というのが一番下でございます。ここは個人に付番する「番号」が住民票コードと1対1で対応する新たな番号となることから、付番に当たって「番号」を生成する機関のあり方は、現行の住民基本台帳法に規定されている指定情報処理機関が住民票コードを生成してきたことを踏まえ、今後検討する。市町村が住民票コードを振るに当たっては、重複しないように指定情報処理機関である地方自治情報センターが調整をいたしまして、「番号」の束、住民票コードの束を市町村にお渡しして、そこから付番をしていただいているわけです。それを参考にしながら、しかし、「番号」というのはまさに重複付番もいけませんし、きちっとつけていかななくてはいけない。そのときにどんなふうにするか。

少し余分なことを申しますと、現在の指定情報処理機関制度は、都道府県が仮に委任し

なかった場合に県が自分でやるようになっているのですが、国民的な「番号」を運用するとすると、そういうふうなことでいいのかどうか。それから、指定情報処理機関というのは、よく考えた制度だと思いますが、番号制度を回す基盤となるようなことをしていくとすると、そういう法人形態でいいかどうかということも含めて考える必要があると思っております。

そこで、次が14ページでございますが、ここは少し技術的になりますが、情報保有機関が保有する本人確認情報の住基ネット情報との同期化というのがございます。これはどうということかと申しますと、情報保有機関が情報連携基盤とやりとりをするときには、本人だということを確認するための住所、氏名、生年月日、性別の4情報が必要なわけです。この4情報は往々にして日本年金機構でもありましたけれども、古いものを持っておられて、現在のものと違うものを持っておられるわけですね。これを住基ネットの側から最新の4情報をその機関に必要な頻度でお渡ししなくてはならないだろう。ただ、これはリアルタイムである必要は別にありませんで、例えば税であれば、国税庁は年に1回、課税する前にきれいにすればいいわけですが、あるいは年金機構だったら1カ月に一遍とか、2週間に一遍とか、それぞれの機関で頻度がありますが、これを住民基本台帳法を改正してきちっと渡せるようにしていきましょうということが書いてございます。

それから、14ページの下の方にICカードがございます。先ほど申しましたように自己情報をコントロールするためにマイ・ポータルにログインする。そのために本人確認がインターネット上でもできるようなシステムが要るだろう。それからまた納税者番号等で使うときに「番号」を確認できるようにする。業者さんがですね。そのために「番号」、氏名、住所、生年月日、性別が記載され、それから、公的個人認証サービス、これはマイ・ポータルにログインするときに使うためですが、これが搭載された番号制度に対応するICカードを交付できるようにする。ICカードは住民基本台帳カードのこれまでの普及の拡大に取り組んだ経過とかを踏まえて、可能な限り住基カード、住基ネット、公的個人認証サービス等を活用しつつ、その機能を加えて住基カードを改良するものとするというふうに書いてございます。

15ページでございますが、住基カードの交付のときと同様に厳格な本人確認措置をする。ここはやはり住基カードと同じように市町村の窓口でお渡しするというのを想定しているわけでございます。それから、公的個人認証サービスの改善ポイントなのですが、(1)はマイ・ポータルにログインするために署名サービスのみではなくて、認証用途を

付加する。これは今は電子証明書をつけて、電子申請するときにかなり重い仕組みをとっているのですけれども、インターネット上、この人だよということが確認できるという別の用途、認証用途をつけ加えてくれと言われているわけです。2番目に、これは今の電子証明書の有効期間は3年なのですが、かなり幅広く使われるようになるということ、暗号危殆化問題に対応すれば、必ずしも3年でなくてもいいだろうという前提の中で、利便性を高めるために5年に延長してくださいと。

3番目に、ここは非常に大きな改革になるわけですが、今の認証用途というのは公的な機関、国だとか地方公共団体が使える、公的な機関が使えるというふうになっているのですが、例えば納税者番号制度を運用するときインターネットバンキングがあります。インターネット上、口座を開設するとすると、そのときに納税者番号のやりとりをするわけです。そうすると、そのときにインターネットで本人だということを確認しなくてはならないとなると、民間の銀行だとか、ひょっとすると色々な金融業者とか、そういう方々に認証用途を使わせてあげなくてはならないということがあります。そこで署名検証者を民間まで拡大してくださいというふうに書いてございます。

それから、(4)は、「番号」がちゃんとしたものだ、真正だということをわかるようにするため、ICカードの券面に「番号」を記載してくれと書いてございます。2.の交付等のところでございますが、ここは少しやりとりがあったところでございますが、一番大事なところは費用負担でございます。費用負担等について、個人に対して保障する観点から自己情報コントロール権、これをどうするかということを検討する。これを仮に非常に廉価にしたり、安くしたり、あるいはただにしたりしますと、じゃあ、どっちが持つのだという国と地方の関係が出てまいるというのがございます。

大体、要綱で住基ネットと公的個人認証サービス、住基カードに関係するようなところは、そういうところでございます。そこで、初めに参考資料2の絵を見ていただきまして、これが今一応、想定されているシステムです。左側に情報連携基盤の運営機関というのがあります。これは今一応、総務省となっておりますが、これはまだ色々議論があるかもしれない。情報保有機関と、非常にのっぺらぼうに書いているとわかりにくいので、例えば日本年金機構、国税庁、市町村、それぞれ市町村も都道府県も特別区もありますので、1,800ぐらいのものがここに連なるわけです。そういった意味で、情報保有機関で一番数が多いのは地方公共団体というふうに想定されます。左に書いていますのが、先ほどから申し上げていることのまとめになります。民一民一官で見えている「番号」を介して

情報連携はしないよと。これはみんなが知っている「番号」だから、公的な機関はこれで情報のやりとりはしませんよと。

2番目に、各情報保有機関は異なる見えないリンクコードというのを持っています。A、B、Cと書いていますが、これは別々の番号ということです。コードでございます。コードと番号と使い分けているのは、コードは国民に知らせないで情報連携基盤とか、情報保有機関の中にありますよと。これはリンクコードA、B、Cと分けていますのは、例えば不心得者がおりましてリンクコードとIDコードが一緒だったとしますと、情報保有機関同士の情報のやりとりが情報連携基盤のわからないところで起こるのではないかという危惧があるので、ここについてはお互いに情報連携基盤のIDコードを通さないと情報連携ができないというふうに考えてあるということでございます。

それから、情報連携基盤というのは3番目に法令に定められた情報連携を管理するという事で、法令で定まっていなかつながない。この目的でないとなつがないうふうにする機能があるわけです。それから、4番目に証跡管理と書いていますが、ログをとっておりまして、いつ情報連携基盤を通じて、だれがどういうふうな情報にアクセスしたかというようなログがある。これで全体の、何か思いも知らないような情報連携が起これないように管理をしていくという思想でございます。

ごらんいただきますと、例えば日本年金機構が市町村の所得情報が欲しいという場合があります。例えば去年の所得の情報が年金を支給するときに必要だよということがあるとしますと、そうすると日本年金機構にはリンクコードAというのを渡してありますので、リンクコードAで情報連携基盤に行くわけです。そうすると情報連携基盤にはテーブルになるか、暗号関数になるか、それはあり得るんですけども、リンクコードAからIDコードを生成する式みたいなものを持っている。それでIDコードからリンクコードCという当該市町村のリンクコードを呼び出すような式を持っている。そこで聞き合わせをして、そのリンクコードCに所得情報をつけて情報連携基盤に返して、それで日本年金機構に返していくというふうなことが今回のシステムになっています。

ごらんいただきますと、この住基ネットと「番号」生成機関というのが一番下にございます。これは私どもとしては同じものになると想定しているのですけれども、住基ネットが住民票コードを持っている。住民票コードから見える「番号」をつくる。これをそれぞれの機関にお渡ししておく。それから、住民票コードを情報連携基盤という国の機関になると思いますが、そこにお渡しして住民票コードからだれにも知らせないIDコードを発

生させて、情報連携基盤はだれにも知らせずに管理をしておく。こういうことを想定しているわけでございます。

一番上の左のほうにマイ・ポータルとありますが、ここが情報連携基盤と連携をとっておりますので、情報連携基盤を通じてどういうふうなアクセスが起こったかというのがここでわかるようになっている。右の上のほうに窓口がありまして、窓口では、国民と窓口の間は見える「番号」でアクセスをしているわけです。私は共通番号3番ですと言うと、ああ、3番ですかと言って日本年金機構もお相手ができるし、国税庁もお相手ができる。ただ、その3番自体を用いては連携をしないということで、国民とのアクセスキーが「番号」で、役所間のアクセスキーはコードだというふうには考えられるというふうにお考えいただければと思うわけです。

そこで、こういう宿題が出ておりますので、今、大山先生のところで専門の先生方と地方公共団体の皆さんと色々な議論をしていただいております、どんなことが論点になっているか、その論点に関してどんな考え方があるか。それから、構成員の先生方からどんな意見が出されているかという途中経過をご説明したいと思います。大まかに分けまして3つありまして、1つは個人に付番する「番号」をどんなふうにするかというのがひとまとまりです。それから、2つ目に先ほど申しました情報連携基盤とのやりとりがありますので、情報連携について我々のほうで考えるべきことは何なのかというのがあります。3番目にICカードを住基カードから発展させることになっておりますが、これはどんなふうにするのだという論点、その中には公的個人認証サービスを相当変えるとなっておりますが、そこをどうするか。4番目に一番肝心なところでございますが、国と都道府県、市町村との役割分担の関係、それから、現在の指定情報処理機関とか、指定認証機関制度というのでいいかどうかということが論点になっているということでございます。

個別に申し上げます。まず、論点の1ですが、「番号」を付番するため、住基ネットから「番号」生成機関に対しどのように住民票コードを提供するか。これはまず2つございます。1つは番号制度導入のときのやり方と番号制度が導入された後、日々どうするかというやり方がございます。番号制度導入のときには、これは住民票コードはだれにどうしているかというのを実は指定情報処理機関は知っているわけですね。ここでまとめて色々な扱いができるのではないかと。指定情報処理機関が「番号」生成機関に住民票コードを提供しまして、そこから「番号」を生成する。「番号」を生成すると、だれにどの「番号」がついているかというのがわかるわけですから、それを指定情報処理機関から、それを使う

都道府県、市町村に通知する。市町村は住民基本台帳を持っていますので、市町村から個人に通知をするというので番号制度がスタートするというイメージはどうか。

番号制度導入後、これは新たに出生したり、外国から帰ってきて初めて住民票コードがつく人がございます。そのときにどうするかということでございますが、ここは今一応、仮置きをしております。これは「番号」生成機関があらかじめ住民票コードから番号を生成しておき、つまり、全国センターみたいなところで住民票コードから「番号」を生成しておいて、住民票コードの束を市町村に渡すときに、それと対応した「番号」の束も渡しておいて、そこから市町村長が選んで、その「番号」を指定して渡していくというふうなことを一応仮置きしております。ただ、これについては例えば今はそういうふうにしていただけけれども、その「番号」の束の管理というのはなかなか容易ではない。市町村からすると。例えば万が一、二重付番が起きたらどうだろうとかいうことがある。そういうことがもしどうかという話であれば、全国センターのようなところに「番号」の束があって、住民票コードについて、これをつけましたということを入力して、それでそれを「番号」生成機関とやりとりをして、1回、1回「番号」をつけていくところもあると思います。これは実は我々として、専門調査会にご報告するときに可能かどうかということは今詰めているところでございます。構成員の方々の意見でございますか、そうすると、束をもし渡しているとする、住民票コードと「番号」は一对なものですから、住民票コードを変更したというときは「番号」も変更しなくてははいけませんよねとかいう話がございます。それから、市町村から「番号」を通知するのは自然だというご意見がもちろんありました。それから、個人に「番号」を通知する際、カードとか出す前に「番号」を記録したICタグを添付するというやり方もこれからやり方としてはあるのではないかとご議論もありません。

論点2でございますが、付番した「番号」を情報保有機関に対しどのように通知するか。それぞれ例えば国税庁や日本年金機構は「番号」を知らなくてははいけないわけです。それについてはどうするか。番号制度の導入時であります。あらかじめ情報保有機関の保有する4情報と指定情報処理機関、住基ネット側が保有する4情報を突合する。突合した上で、「番号」を必要とする情報保有機関から例えば豊島区の山崎で昭和34年生まれというのを聞いていただいて、その「番号」はこの「番号」ですよというふうに渡していくというのが番号制度導入時なのかなと。

それから、先ほどのように番号制度の導入後でございますが、これは、そうすると導入

されたときに基本的に必要な「番号」と4情報のデータベースを国税庁とか日本年金機構は持っていることになりますので、そうすると日々の業務の中で「番号」付きの4情報が手に入るわけです。国税庁には申告書で「番号」とか、それから、住所、氏名とかあります。それが真正なものかどうかというのを住基ネット側にコールしてもらって、住基ネットはそうですよということを行うとか、あるいは違いますよというふうに言うというふうにはプル式でやっていったらどうかと思っています。そういった意味で、そういうことをやっ払いこうと考えているわけでございます。

それで、構成員の方々の意見でございますが、「番号」のみで、「番号」を聞けばいつも住基ネットが4情報を出すとなると、国民総背番号制につながるのではないかと。やっぱり「番号」と4情報を持っていらっしゃる上で、それでコールしてもらって正しいとか、正しくないとか、フレッシュなものにするのがいいのではないかとというご議論がありました。それから、事務の効率性を高めるために指定情報処理機関がその「番号」生成機関を担うとすれば、「番号」と4情報によって本人確認とか「番号」確認を同時に行うこととすべきではないかと。つまり、情報保有機関は先ほどの裏返しですけれども、「番号」と4情報を常に持っていて、これで本人確認していて、何かあれば住基ネットに聞いてもらうといいではないかという意見がございました。

それから、論点3ですが、これもよく考えていくとこういうことがあるわけで、「番号」を住民票に記載するかどうかというのがございます。市町村は法令で定めた範囲で「番号」を利用するという主体です。それから、多くの住民は「番号」を届出で使います。そうすると、例えばカードを持っていない方々が自分の「番号」を忘れてしまったという場合もあるわけです。そうすると、自分で住民票を取りに行けば自分の「番号」はわかるということが必要なのではないかと。その際、もちろん今の住民票コードも特別な請求がないと住民票のコードを出しませんから、これは普通の人はその「番号」をとっていくことはできないというふうにするべきではないかと。

論点4でございますが、「番号」を個人に通知することと、その住民票コードを個人に通知することをどう整理するか。これは実はご意見がありましてつけ加えた論点ですけれども、「番号」というもので自治体と住民の間、それから、行政機関と住民の間を処理していくとすると、「番号」さえ知っていれば大丈夫になるんでしょうと。住民票コードというのは、実はつくるときの経緯から、自己情報コントロールという観点も含めて、自分の「番号」を知っていないとおかしくなりますよねというので住民票コードを通知していますが、

番号制度が入れば、住民票コードをより安全にするために、もう通知しないということもあるのではないですかという論点でございます。これは構成員の方々からは通知しないほうがいいのではないかと議論もありました。ただ、我々としての観点でありますのが、現に今、日本年金機構とかは住民票コードを持っていて、住民票コードで突合することによってデータベースをきれいにしていますから、通知しなくなるということになると、ある程度経過的な期間も必要になるかもしれないと思っております。それから、やはり自分についている住民票コードが知りたいという欲求がどれくらいあるかという議論があるのだらうと思います。

以上が「番号」の付番に関してでございます。

次に、情報連携についてでございますが、IDコードを付番するためにIDコード付番機関、これは情報連携基盤ですが、住民票コードをどう提供するのかということでございます。これはもうこれしかないように書いているのですが、IDコード付番機関に対して、住民票コードを提供してIDコードを生成してもらうということになるだらう。

論点2でございますが、情報保有機関からのリンクコードのひもづけ要求に応じて情報連携基盤、住基ネットにどのように照会するか。これは先ほどの図でリンクコードというのが各省庁とか、地方自治体を持っているばらばらなコードで、それでIDコードというのは情報連携基盤だけが持っているコードです。リンクコードが情報保有機関の個人情報データベースにひもづけるためには、情報保有機関が保有する4情報と住基ネットの4情報を突合することが必要ではないか。これは何を言っているかといいますと、リンクコードを出してもらうときに、国税庁なら国税庁は4情報を言って、連携基盤からリンクコードを出してもらうんですね。そうすると、この4情報というのと住基ネットの4情報がある程度一致をしていないと、聞いても、そんな人はいませんよとなるので、そこに突合は要りますねということを論点2に書いてございます。

論点3でございますが、情報保有機関が保有する基本4情報と住基ネットが保有する基本4情報を一致させるために、その情報保有機関への本人確認情報の提供の方法はどうあるべきか。今まで申しておりますように、住基ネットが一番フレッシュな4情報を持っているので、これを各保有機関に教えてあげなくてははいけない。それはどういうふうにするのか。ここは先ほど少し結論を先取りして申し上げますが、プル方式でやりたい。プッシュとプルは何かといいますと、住基ネットの4情報の全国民のコピーをすべて機関が持つというやり方があります。必要なことは全部持っている。これはやはり少し危険な

のだろうと思っております、必要な行政対象の方々の4情報について、どうなっていますかというふうに日本年金機構なら日本年金機構から聞いてもらうというプル方式でやったらどうかという話でございます。

この場合、住民票コードが「番号」やIDコードの基礎となるコードとなることから、安全性の確保の観点から情報保有機関に提供すべきではないのではないかとというのは、実は今現在、日本年金機構等には提供しておりますが、今度は住民票コードが4情報付きですので、すべてのマッチングキーになる。IDコードとかリンクコードとかで隠しておいても、住民票コードでやるのではないかという議論がありますので、これをあまり提供しないようにしながら、4情報をうまくマッチングしなくてはいけないのではないかと。ここはなかなか大変ですが、そういうことをしなくてはいけないのではないかとこのことを言っています。

それから、サーバの処理能力を住基ネット側、相当増強しないと、各情報保有機関からプル方式で照会されたときに答えられるだけの能力を持たなくてはいけないだろうと。それから、4情報の失効通知をするというやり方があるのではないかと。何かといいますと、一々住基ネット側ですべての4情報がこう変わりましたというのをリアルタイムで情報保有機関に渡すというのは行き過ぎなのだろうけれども、例えばこの人の4情報は変わりましたという失効情報だけその情報連携基盤に投げておいて、情報連携基盤はそれをリンクコードを出しているところに渡しておく。そうすると、例えば1年に一遍きれいにすればいいところは、その1年間の失効情報が来ている人について、その4情報を照会すればそれで済むのではないかとというやり方があるのではないかとこのご意見がありまして、ここに入れさせていただきました。

それから、構成員の意見としてありましたのは、4情報がきれいにきちっと各情報保有機関でそろってしまうと、4情報自体がマッチングキーになってしまうのではないかと。幾ら「番号」を用いないとかいっても、全機関が同じ4情報を持てば、4情報を例えば何かで操作すれば、これでマッチングキーになるのではないかとこの話、これはあり得る話です。ただ、情報保有機関がリアルタイムで最新の4情報を持つというふうにすればそうかもしれないけれども、そういうことは必要もないのにやらないということであればマッチングキーになり得ないのではないかと。それから、システム合理的にはやっぱり4情報がかなり同期化されているのが望ましいのだけれども、やはり個人情報保護の観点を入れれば、適度にばらばらの4情報を持っていて、必要なときに4情報がそろうというほうがいいの

ではないかという議論がございました。

論点4でございますが、情報保有機関が保有する基本4情報と住基ネットが保有する基本4情報を一致させるために具体的にどのような方法があるか。かなり大変なので、情報連携基盤が回り始める前に4情報の突合が要りますのでどうするか。これは情報保有機関側は一定期間、利用者に係る4情報と住基ネットの4情報の突合作業を、電話番号とか色々持っていますから、その人に聞いてきれいにしていくという作業が要るだろう。最大限、情報保有機関側での努力も要るだろうと。それでもなお突合しない場合にどうするかというと、例えば住民票の写しをとってきてもらうとか、本人確認書類の写しを郵送してもらうとか、それから、これもご提案があったのですが、そのときまでに公的個人認証のサービスが使えるようにきちっとなっていれば、先にICカードを渡していれば、これを使って電子申請していただいて、4情報をきれいにするというやり方もあるだろうということが論点としてございます。

構成員の意見としてありましたのが、やはり4情報には、国税庁の持っている情報、年金機構の持っている情報、非常に揺らぎが多いだろう。そのためにはやっぱり住基ネット側がかなりサービスをしなくてははいけない。候補が2つとか3つ出ています。これのうちどれかを選んだらどうですかということまでしたらいいのではないかとか、それから、間違っただけでもひもづけが行われると困るから、厳格にやり過ぎてひもづけはしないという、要は間違っただけでもひもづけをするというおそれと厳格にやり過ぎてひもづかないというのとバランスをとらないといけないよという話がございました。

次にICカードでございますが、現在の住基カードとICカードの相違点をどう調整するか。まず、二重投資を防止するということから、意見が色々あったのですが、住基カードも別に出して、ICカードも別に出すというほうがいいという先生もいらっしゃるのですが、そこはICカードが住基カードを飲み込むというふうに考えるべきではないかと思っていて、そういう意味では住基カードの身分証明書の機能を維持するため、要は「番号」が記載されていると、この「番号」が見られてしまう可能性があって嫌だ。身分証明書には使いにくいという話があるとすると、住基側としては「番号」を記載しない、ICの中には入っているけれども、カードには書いていないというバージョンをお願いするという必要があるのかどうかということでございます。

それで、構成員の方々の意見としては、運転免許証とか持っていない方には住基カードというのは貴重なのだと。身分証明書として、使いにくくするべきではない。「番号」の記

載を望まないのであれば、その「番号」の記載をしないバージョンがあってもいいのではないか。だけど、私は覚えにくいから「番号」を記載してくれというときには、そういうふうなことがあってもいいのではないか。ただ、意見が出ましたのは、内閣官房がここには非常にこだわっておりまして、国税庁が特に納税者番号制度を導入するときに、色々なところで「番号」は見えなくてはいけない、確認できないと使いにくいというご主張がありまして、ここについてよく調整が必要だろうというご意見がありました。それから、今の技術だと紫外線を当てないと見えないというような印刷方法もある。それから、そうは言っても、自分でもカードに「番号」を書いておいてもらわないと不便だという人もいるだろう。

それから、現在の住基カードを回収して再発行するというのは非常に事務負担になるから考えてくれと。改めてICカードは住基カードを回収せずに、必要なら出すというふうには考えなくてはいけないのではないか。それから、非常に大きな意見がありましたのは、実は次期住基カードのバージョンが今検討中です。来年7月から引っ越しをしても住基カードが失効しないという継続をするために、それを機会に新たな住基カードのバージョンアップしたものを検討中なんです。ただ、これが例えば閣議決定がICカードで行われるとすると、二重投資という議論が出るわけです。そうすると、来るべきICカードに搭載する機能ということを踏まえた上で、ギリギリ今の住基カードで引っ越し継続をどうするかというのを考えていったほうがいい可能性があります。この議論を構成員から強く、地方自治体側からも出ました。

それから、論点2でございますが、ICカードの利用者負担をどうするか。これは清原市長からも前に承っておりますけれども、やっぱり住基カードもただにしたときにすごく使いやすくなったという議論があるんですけれども、今回、自分の自己情報を確認するということを保障するためにマイ・ポータルに接触するツールを用意しましたよというときに、そのツールを有料にしているかどうかというのがあろう。無料とすべきではないかという議論があるわけです。構成員の意見からすると、ちょっと違う観点ですけども、ICカードは仮に有料でも極めて魅力的なカードにするという努力が必要ではないか。それから、利用者負担をとらないのであれば、これは地方自治体側からの意見ですが、国が全額負担してほしい。これは恐らくそういう主張として、我々としてはしていくつもりですけれども、地方自治体も利用するのだろうという反論があるかもしれません。

それから、地方公共団体の負担の問題よりも、自己情報コントロールとの関係で利用者

負担させないということを強調すべきではないか。それからあと、パソコンを持たない方々についての自己情報コントロールができるように、このカードがあれば公共施設のキヨスクとか、例えばコンビニとか、そういうところではあるんですよということも考えていけないといけないのではないかな。

それから、論点3でございますが、番号制度の導入によりまして、ICカードの役割が増大するのですが、有効期間をどうするか。実はこれは住基カードは10年にしてあります。当時の議論は、できるだけコストを削減したいこととということがありまして、パスポートの一番長い有効期間が10年だったということで考えてきたわけです。ただ、この間、やはり議論はございました。10年たって容貌が全然変わらない方もいれば、かなり変わる方もいらっしゃるわけです。

それから、今回、ICカードは公的個人認証サービスを標準搭載するということになるので、ICチップがちゃんと作動しないといけないのですが、10年間必ず作動するのかなど、構成員意見でございますが、実はICチップの保証期間というのを考えると、つくってから10年間という話なので、その手前ではないとよくないのではないかなという議論を踏まえると5年間でどうかとか、それから、5年も10年も選べますよというパスポート方式もあるのですが、こうなると実は暗号の鍵の管理が非常に複雑になるので、これはどっちかに統一してもらったほうがありがたいということがございました。

それから、住基カードの理念が変わるのが、今までは住基カードは住基カードで、そこにたまたま公的個人認証サービスが載っているという世界なので、あまり調整を考えていないのですが、今回のICカードは公的個人認証サービスは使えるということが必須要件になるので、そうすると公的個人認証サービスの有効期間とICカードの有効期間を同一にしたほうが管理しやすいという議論もあるわけでございます。こういう議論でございます。

それから、5ページでございますが、ここから若干技術的になりますが、認証用途という新しい電子証明書が入るわけです。署名用途が今入っているわけですが、この2つの証明書を同時に発行、同時に失効させるかどうかの議論がありまして、論理的には別々もあるのですが、管理の観点から言うとやっぱり同時というのが非常にやりやすいということでございます。

それから、論点2でございますが、番号制度の導入によって普及拡大が予想されるICカードの発行・交付を短縮させるため、鍵ペアのICカードへの搭載をどうするか。これ

は今の公的個人認証サービスは非常によく考えられたシステムで、暗号の生成を窓口で住民自身が行うということをしております。そのために住民の方々にこういうふうに暗証番号を入れてくれとか、自分はこうこうこうだということを1つ1つステップを踏んでお願いすることにしております。これが結構時間がかかっておりますが、今、住基カードが510万枚出ているわけですけれども、これが仮に何千万枚単位で出る。ある一定の日まで、例えば誕生日ごとかもしれないけれども、発行していくとすると、かなり窓口でお願いをすることになるわけですね。そうすると、今のやり方でいいのかなどか。その鍵ペアをつくるのをすべて個人がやらなくてはいけないというふうにするのかなどかという議論があって、ここは少し考え方を変えたほうが市町村の窓口でいいのかなというところが論点2でございます。

論点3は、これは仮に5年間として認証用途と署名用途の公的個人認証サービスが入っている。公開鍵と公開していない鍵のペアが2つ入っている。これは今でいきますと、例えば住所が変わりますと失効するわけです。失効するというようにしておく、鍵ペアをどういうふうにもた扱っていくかがあります。その有効期間内に住所が変わった人でも、その鍵ペアを生かして使うということをしたほうがうまくいくのだろう。そうすると、オンラインで電子証明書の更新を行うということを考えていく必要があるのではないかと。

論点4は、こうなってくると住基ネットと公的個人認証サービスというのは、今は失効情報のやりとりですけれども、相当頻繁にやりとりをする必要が生じるわけです。そうすると、これについての連携を高めなくてはいけないだろう。例えば端的に申せば、住基ネットの文字は公的個人認証サービスでは読めないんですね。公的個人認証サービスの文字は住基ネットよりもわりと簡略化した文字になっていて、これはパソコンで読めるということ考えた文字なんです。そうすると、公的個人認証サービスと住基ネットをうまくやりとりするとすると、公的個人認証サービスの側でも住基ネットの文字が読めるようにしておくとか、そういうことも必要になってくるかもしれません。

論点5でございますが、ここは非常に技術的なのですが、実は失効情報の管理、つまり、この人の4情報は変わっていますから、この公的個人認証サービスはもう使えませんよという情報の管理は、今、シリアル番号でやっているんですね。このシリアル番号の人の住所が変わってしまったから、もう使えませんとか、名前が変わったから使えませんというもののやりとりをしているのですが、このシリアル番号は、実は今、行政機関が使っているだけなので、その人のシリアル番号を行政機関は持っているわけです。この人のシリア

ル番号は失効していませんかということを問い合わせるというような議論になっているわけですが。これを仮に民間に、先ほど申し上げたようにさまざまな金融機関等に使用せるとすると、シリアル番号をそれぞれの機関が持つこととなります。そうすると、このシリアル番号というのは結構便利なものだ。これでデータベースマッチングをしようとかという議論になると、一生懸命番号制度でプロテクトをかけたやつが別のものができてしまうということになります。

そうすると、例えば国立大学と私立大学のように極めて性格が似たようなところ、私立大学はそのシリアル番号を持ってもいいというようなセキュリティはかけられると思うんですね。だけど、一般の業者さんとか、すべてにシリアル番号をまいていいかどうかという問題があるので、そういう場合には例えば今の公的個人認証サービスを運営しているLASCOMみたいな機関がシリアル番号を持っていて、シリアル番号とのひもづけはLASCOMだけが持っていて、ちゃんと失効しているかどうかを答えてあげるといのは、ちょっと進んだ保障の度合いを高めるような、何かIDPと言うらしいですけども、そういう機関にする必要があるのかどうかということでございます。若干技術的で申しわけありません。そういった意味からするとかなり、今やっているLASCOMの役割が大きくなってきます。

それから、4番目でございます。このあたりは地方自治体、国、色々ありますが、役割分担をどうするか。「番号」の付番事務を国の直接執行事務とするべきか、市町村の事務とするべきか。ここは我々色々検討してまいりましたけれども、例えば総務省などの国の機関が、直接住基ネットの住民票コードを使って「番号」をつくって、自分で通知するというのはほぼ不可能であろうと思っております。ここは市町村の事務にさせていただくということになるのではないかと思っております。その場合、市町村の自治事務なのか、法定受託事務なのか。自治事務というのは市町村がやることで、国の特段の関与はないわけです。法定受託事務というのは、国のかなり強い関与がありまして、例えば職務執行命令訴訟といって、やらないときには裁判所に持ち込めるというようなことがございます。

これが悩みがございますのが、住民票コード自体は自治事務なんですよと。それと極めて近い関係にある「番号」で、その「番号」を市町村が振るのに自治事務ではなくていいんですかという議論と、それから、しかし、そうは言っても、これから色々なところで「番号」を使っていくんでしょう、国も使うんですよね。「番号」はみんなつけていないといかんですとなると、それは法定受託事務としたほうがいいのかという議論があ

ります。いずれにしても、是正の手段、矢祭町が今、住民票コードがついていませんが、そういうことについてどうするか議論が必要になるだろう。

構成員の意見は非常に分かれてございまして、自治体関係者は、実は法定受託事務とするべきだと。これは国として、全体として運用してもらったほうがいいのではないか、関与を強めたほうがいいのではないかという議論がございまして。一方で、行政法学者を中心に住民基本台帳の事務も自治事務で、住基ネットも自治事務で、住民票コードも自治事務だ。福祉関係だとか地方税とか、かなりのことを地方が使う。なら、自治事務が自然ではないかという議論もございまして。ここは議論を進めているところでございまして。

それから、論点2でございまして、今までご説明しましたように指定情報処理機関の役割、それから、指定認証機関の役割は相当増大します。これについて地方のガバナンスが効いているかどうかというのがあるわけです。住基ネットは協議会をつくっていただいて、そこで議論していただいて地方自治体の意見が反映されるようになっていきますけれども、それが法律的にきちっと位置づけられてなくていいのかどうか。先ほど申しましたけれども、例えば委任するか、委任しないかは都道府県の自由だとやっておいて「番号」が生成できるのかどうか。ここでは実は法律上、明確にこの法人がやるんだよと。しかし、この法人は地方のものなのだという地方共同法人のようなものを考えて、住基ネットと公的個人認証サービスをやっていくというふうを考えられないかどうか。そこが「番号」生成をするというふうを考えられないかどうかということの議論をお願いしています。

少し長くなって恐縮ですが、以上でございまして。

【安田座長】 ありがとうございます。

それでは、質問等、意見、どんどんやりたい。大変難しい色々な議論があると思うので、なかなか整理は難しいと思いますけれども、では、加藤さん。

【加藤委員】 それでは、ごめんなさい、退席させていただく関係から意見だけ述べて退席させていただきたいと思います。今、課長からの説明、やや高度な専門的、あるいは極めて複雑、多岐、そういう状況ですから、難しい状況であることは事実だと思います。その中でそれぞれ要綱であるとか論点の中でも、もう既に表明されているのですが、私どもとしても3つだけ簡単に申させていただきます。私ども

1つは、集積、集約された個人情報を外部に漏えいすることなく安全に管理することが運用の前提条件である。これも言われている状況でございまして。それから、情報漏えいというリスクを確実に回避するために十分な対策をとっていただきたい、これが1つでござい

います。

それから、2つ目は、この膨大な初期投資と維持経費が必要になる。全体経費の試算を行って、費用対効果に見合った制度設計にしてほしいということが2つ目でございます。費用対効果の関係ですね。

それから、3つ目は指定情報処理機関の役割は非常に大きいと思います。よって、公正、中立な組織であることは当然といたしまして、組織運営に透明、民主的なコントロールが担保される必要があるのではないか。

この3点だけ、私どもとして、今日の時点において意見として申し上げさせていただきたいと思います。最後の自治事務か法定受託事務かという関係については、次回まで少し、難しい状況でございますから、そんなことを言いつばなしで、ここで失礼させていただきます。ありがとうございました。

【安田座長】 ありがとうございました。

それでは、その前に専門調査会で座長をされた大山先生から何か補足はありますか。どうぞ。

【大山座長代理】 東工大の大山です。山崎課長がかなり細かいところまでずっと説明いただいたので、特に大きなところはないのですが、ここに書いていないことで少し気になることだけを3つほど、気にしていることを申し上げたいと思います。

まず、1点目は中間論点整理の素案のところと言うと1ページ目のお話ですけども、「番号」及び4情報のひもづけのところですね。実際に年金のほうを見ていまして驚いたのは、これは清原市長がいらっしゃるもので、もし何かの折に確認していただけたらありがたいのですが、びっくりしたのは、年金、ご存じのように国民年金、厚生年金、共済と幾つかありますが、国民年金の住所が住民票の住所と違うんですよ。それで、全然、そこが合っていない状態がありまして、国民年金のほうに登録されているにもかかわらず、年金局側、あるいは日本年金機構にあるシステム上の住所が合っていない。これは一体どうしてこうなってしまうのかというものが、多分、自治体さんのご協力もいただかないとできないことなので、こんなことが危惧している1つです。

具体的には、国民年金だけではありませんが、ざっと見ると大体1割ですので、被保険者の1割、すなわち7,000万人のうちの700万人ぐらいが4情報が突合できていない状態です。これに対して表記の揺れとか色々あるので、そこを何とか追い詰めていってもやっぱりミスが、まだ合わないのがある。もう一つ、それに加えてあるのが、4情報をひ

もづけるときに本人の確認をせずに、すなわち、これで合っていますかという確認をせずに動くと、間違った情報を提供してしまう例があって、ここもこういう制度をつくって動かすときに大きな課題になるだろうなど。したがって、住民制度側の皆さん方へのお願いは、確かに相手方の責任でやらなければいけないんだけど、そこについては十分な配慮と支援を協力してあげていただけたらありがたいなと思います。

それから、2つ目は、カードのところ、4ページ目のところの頭のほうに構成員の意見とか、論点1で書いてあることなのですけども、少し抜けているのがあります。私が申し上げたことなのですが、ICカードそのものにタグをもう1個埋め込む話を考えてみたらどうかと実際言っています。なぜかという、ICチップが死んでしまう——災害の例がわかりやすいんですけども、どうも潮水の中に長く入れていて、周りから電波がかかるとアンテナがあるものですから腐食してしまうらしいんですよ。それに対してアンテナがほとんどないチップは腐食が遅いので、そうすると万が一のときには、そのチップを非常用に読めるようにする。こういう考え方をとってみたらどうでしょうかというのが1つです。

それからあと、病院等、簡易的に確認したいときにマシンリーダーダブルな番号というのがどこかにあるほうがいとすれば、そんなことも考えられるかなということ。それから、身分証明としての顔写真の話がまだもちろんはっきりはしていませんが、顔写真をもし入れるという想定をすると、パスポートのように2回出頭しなければいけないというのはちょっと大変なので、それをどうやるのかというのがやっぱり必要なと。それから、さらに身分証明に使う顔写真には幾つかの条件がパスポートなどありますけれども、普通に撮って持っていくと大体はじかれるんですね。これはだめですと言われてしまうんですけども、そこら辺のところについても基準を示しておかないと、これ、カードをもし発行するのが2年後、3年後だとしても、結構早くから考えないと実は枚数を含めて回り切らないのではないかとこの心配があります。

あと、細かいことについてはございますが、皆さん方の今日のご意見を聞かせていただいた上で、改めて専門調査会のほうで検討させていただきたいと思います。

【安田座長】 ありがとうございました。

今の1番目のひもづけの話は、これと対応するんですかね。この論点の4というやつ、つまり、同期の問題ですよ。

【大山座長代理】 同期です。同期と初期の状況。

【安田座長】 あと頻度の問題ね。

【大山座長代理】 ええ。

【安田座長】 そのこのところは気になるところですね。あともう一つ、今度の震災でよくわかったのは、全部なくしたら大丈夫かという話ね。

【大山座長代理】 それは住基ネット側が残っていれば、まだ住基ネットはバックアップがあるので、今回もこちらが対応したのが非常によかったと思うんですけども、まあ、先生がおっしゃるのは、例えばバイオメトリックスをとというような話になれば別ですけども。

【安田座長】 そこまでいかななくてもいいんですけども、要するに記憶が定かでない人が全部なくしたらどうなるんですか。

【大山座長代理】 難しいですね。

【安田座長】 そんなことも起こって、全国民が全部できるかというのは、どうしたらいいんでしょう。

【大山座長代理】 ただ、一時金を払うような例は、ネットがダウンしたり、色々している状況を考えると実はカードの中に払ったかどうかを書き込めばできたんですよ。二重払いはなかったんですよ。

【安田座長】 正常な状態ではね。カードがちゃんと存在すれば何でもできますけれども。

【大山座長代理】 そうですね。

【安田座長】 住基が幾らあってもカードのバックアップはないから。

【大山座長代理】 カードのバックアップはないんですよ。

【山崎課長】 確かに。

【安田座長】 そんなこともあって、皆さん、ご意見をどうぞ。あるいはご質問でも結構ですけども、なかなかこの紙1枚で理解するというのは難しいと思うんですけども。

【前川委員】 1ついいでしょうか。

【安田座長】 はい。どうぞ、前川さん。

【前川委員】 参考資料2のわからないところを質問させていただき、この参考資料2にあるかぎ括弧付きの「番号」が社会保障と税に関する番号ですね。例えば年金機構、国税庁、市町村が同じ「番号」を持つことになります。そうすると、情報連携基盤の運営機関の中に書いてある、各情報保有機関は異なるリンクコードを所持して、リンクコードを

使っているから結託をしても大丈夫という話になっていますが、この「番号」をそれぞれが知っているということは、この「番号」を使うと、結託ができてしまうことになります。

つまり、社会保障と税にかかわる情報保有機関は共通の番号を持つことになるので、左側に書いてある②には該当せず、リンクコードを使う仕組みは、結局、社会保障と税に関係のない情報保有機関というのが入ってきたときには有効だと理解しないとイケないと思っています。社会保障と税に関する共通番号をつくることにしたわけですから、社会保障と税に関する機関については、共通番号を持つ、フラットな番号制度になるという理解でよいのでしょうか。私は、セクトラル方式がいいと言い続けてきたのですが、税と社会保障の関係機関だけはもうフラットな番号制度になるということで理解してよろしいのでしょうか。

【山崎課長】 今の要綱でいけば、フラットシステムをとらない。つまり、少し難しい部分ですが、番号を用いることができる機関も、「番号」でデータベースマッチングをしないというふうに法律で決める。それは、つまり、正当な機関は「番号」ではデータベースマッチングをしないということを法制的に保障しておく。やったら罰則がある。そのデータベースマッチングはリンクコードとIDコードを用いて情報連携基盤を通してやるしかないのだというふうに法律で決めるということなんです。

【前川委員】 その点は理解しました。

【安田座長】 e-Taxの番号って、もうスタートしてしまっているから、何か違うんでしょう、あれ。

【山崎課長】 e-Tax番号も持っているんだと思うんですけども、それに加えて悉皆的な納税者番号が必要なので、共通番号を別に持って使うというふうに思っているようです。

【安田座長】 はい。

【前川委員】 要するに仕組みとしてはセクトラル方式を採用している。ただ、情報連携の考え方の②に書いてあるところの結託防止という仕組みは、残念ながら同じ「番号」を使っている機関については有効ではないように思えます。

【山崎課長】 すみません、要は法制的に「番号」での結託は起こさないというか、刑罰とかそっちでやっていて、正当的なデータベースマッチングは情報連携基盤を通じない限り違法だということをやっているということです。

【前川委員】 仕組みは理解しています。ただ、例えば違法行為ではありますが、年金

機構のある職員と、あるいは国税庁のある職員が同じその「番号」のついたデータを持ち出してしまえば、そこで結託によって番号の突き合わせによって個人データの突合ができてしまいます。

【安田座長】 それは違法行為ね。

ほかにいかがですか。

【大山座長代理】 わかりにくいですね。

【安田座長】 わかりにくいんですけど。

どうぞ。

【清原委員】 この段階まで進んでいる中、初めてご説明を丁寧に聞かせていただいたので、まず幾つか問題提起をさせていただく前に1点だけ確認させていただきたいのですが、この社会保障と税にかかわる番号制度の場合、現時点でその社会保障と税について、権利と義務を果たすためにICカードというのは国民悉皆で発行するというようなデザインでしょうか。つまり、赤ちゃんから高齢者まで出すという発想ですか。要するに住基カードは、今まで発行は任意ということに結果的にはなってきたわけです。この約8年間。ICカードについてはどういうイメージになっていましたっけ。それだけまず確認させていただいてから、幾つか問題提起をさせていただければと思います。

【山崎課長】 今の想定は、例えばゼロ歳の人が望まないのに配るとなっていないくて、望む人には誰でも配るということになっていて、だから、強制的にこの4情報が記載されているカードをみんなに持たせるということではないようになっています。

【清原委員】 なるほど。ありがとうございました。

それでは、幾つか議論すべき点というか、検討すべき点について申し上げます。1点目は、私は住基カードについても、それから、今回、設計されようとしている社会保障・税に関する番号制度についても、国民がさまざまな社会保障サービス等受ける権利として、それを円滑に正しく適正に運用するために有効な手段ではないかなと認識しています。だからこそ、三鷹市においては住基カードの段階で、昨年1月から今年3月31日の申し込みまで、無償で配布して、その利便性を享受していただきたいということで取り組んでまいりました。その結果、この住基カードの無料交付期間の申請は約1万5,000件以上でございまして、三鷹市の人口がゼロ歳から106歳ぐらいまでで約18万人でございまして、今現在の普及率というのは9.8%で都内第1位となりました。

しかも、昨年の2月からはコンビニエンスストアでの住民票及び印鑑登録証明書の交付というサービスを始めましたし、いわゆる自動交付機とコンビニエンスストアで交付する場合には手数料が200円で、窓口の場合は300円というふうに差をつけさせていただいた結果、自動交付機やコンビニエンスストアでの利用がやはり増えて、特に閉庁時間での利用というのはコンビニエンスストアでも顕著になりました。これは私は潜在的なカード利用のニーズを把握できたということではないかなと思っています。あわせて、今年の4月以降は高齢者で運転免許証を返納される方について、引き続き無償で証明機能の保障のために発行するとともに、警察署と連携しまして感謝状とLEDのライトなどをお配りするということにしたのですが、そういうような取り組みをしている自治体の立場として幾つか問題提起させていただきます。

先ほど局長がおっしゃいましたように、利便性を推進しつつ、個人情報の保護についてのバランスをとっていくことについては、一定の国民理解は進んでいると思うのですが、義務化されていない段階でこのようなカードを発行しようとする際、本当にメリットというのが明確化されていなければいけないと思うんです。そのときに単純に年金とか、医療保険であるとか、そういうことが1枚で色々確認できるということについて、それはニーズがあると思うんですけれども、さらに自身の医療機関で受けたカルテであるとか、健康情報であるとか、あるいは何かもう少し消費生活に役立つものとか、そういうものがプラスされていないと、みずから窓口で手続に来て、そしてみずからを証明しなければならないということについては、大変、一般の国民、市民は、そんな時間的余裕はないので、はっきり申し上げますと、極端に若い方と比較的高齢者の方は無償交付を受けられた傾向があるとは認識しているのですが、中間的な年代の方がわざわざ時間を割いて、窓口でみずからを証明しつつ、発行を求めていくかということについては、やはり機運を醸成していかないといけないのではないかなと思っています。

2点目には、番号制度導入時には手続が集中するでしょうから、先ほどそれをいかに効率的に発行すべきかということについて検討して下さったことの例示がございましたし、署名電子証明書と認証用電子証明書を一体化してはどうかとか、いい意味での効率的な設計についてもこの中で整理して下さっていて、これはもう不可欠だと私は思います。要するに個人情報保護と不正使用を防止するという点に関して、セキュリティ上、制度をしっかり設計するという点も必要なのだと思いますけれども、それにあわせて発行手続の簡素化と、そして自分が確認するときのシステムとの接点の簡易化と日常化というか、そういう

ようなことがセットなのではないかなと感じました。

3点目なのですがすけれども、何よりも心配なのは、不正作成ですよ。実はこの場ですから、はっきり申し上げますが、この住基カードも三鷹市のように徹底的に個人を確認していても、不正発行が全くゼロであったとは言えない経過がありました。住基カードを活用して、例えば金融機関での手続き、それから、戸籍の発行についても、これがあれば1枚で済みますが、写真付きの証明書がない場合には、高齢者であれば介護保険証と国民健康保険証、後期高齢者医療保険証のいずれか二つが要るということになっています。住基カードはもう証明手段としてかなり普及してきましたので、これをとれば借金もできるし、不正な色々なこともできるということで、よっぽど注意していても不正発行がありえます。三鷹市でも、あえて言いますけれども、事例があったという事実から考えますと、発行に関する本人認証が重要です。これを今まで持っていない方が三鷹市においても9割いらっしゃる。その方で社会保障と税になれば本当に利便性が高まると思うんですね。インセンティブも、この住基カード以上であるとは思いますが、それで、発行時にどう証明していくかというときに、パスポートなのか、免許証なのか、それが無い人はどうしようかとかという、そんな何か手続的なことが、すみません、基礎自治体なので細かく気になりました。

4点目ですけれども、カード発行業務が、自治事務になるか、法定受託事務になるかというのは、単純に地方分権とか自治とかという議論以上に、事務費の保障財源付きの話とセットなんです。基礎自治体である市長会とか町村会は、この間、さまざまな国の制度の変更の中で事務費をどうするかというのは、税収減の中では本当はかなり深刻なんです。例えば子ども手当、これは本当に国民の皆様には喜ばれるものですが、その事務費等については、市町村にきちんと全て払われておりません。それは計算の仕方が違ったりするんです。それから、所得制限のあるなしというのが今セットになって、児童手当の場合には所得制限があったけれども、それをなくしたので所得制限はなくなったのですが、その補てん分についても自治体にきちんと全額戻ってきているわけではないというようなことがあります。敏感になっています。

ですから、市長会、町村会でも、こうした新しい制度が入ってくるときに、住民の利便性は理解しつつも、事務に割く人件費だとか、このカードそのものの費用も含めてかなりデリケートなんです。ですから、これは制度としてこれだけ詰めていただいているのに、これにともなうこうしたことを、いつも市町村はお金の話ばかりするというふうに捨て

置かないで、自治事務か法定受託事務か、財源保障をどうするのか、そういうことを組み合わせる財務当局も含めて説得的にさせていただかなくてはならない。ただ、光明があるのは税ですから、国税庁が関係しています。財務省としてもしっかり進めていきたい事業でしょうから、総務省が市町村との関係で苦勞されてきたことを、今度は税を通して、税務署というのも市町村と密接な関係を持ってe-Taxを進めてきましたので、地方の各税務署の声などを国税庁が聞いていただけるとかなり有効ではないかとも思います。

まだ幾つか言い足りないところがあるのですが、e-Taxにつきましても三鷹市では普及率が10%を超え、E-L-Taxも含めてこの税に対して電子化することのメリットを地方の企業もかなり認識しつつあります。国税と地方税の連携というのも本格的に三鷹市としては始めているのですが、税というのはICT化することによって透明性が上がるだけではなくて、しっかりと納税義務を果たして申告している方にとってもメリットはあるんですね。早い還付だとか、色々な意味で。

ですから、ぜひ税と社会保障というふうになっておりますけれども、社会保障としての医療や年金や、そのほかの障害者や高齢者をめぐるさまざまなサービスの分野と税については、このサービスの充実というのは非常に重くて、違う用途と違うセキュリティと違う国民感覚がありますので、これはかなりシステム的に精度の高いご検討をいただいたと思うのですが、あわせてこれを推進していくときの、今申し上げましたような付随的な環境条件というのでしょうか、それを何か別に列挙しておいていただいて、それらが円滑にいくことによって、時間軸における早い普及と、それから、市町村との連携、あるいはこれを利用する各関係機関との連携が進むというふうに、何か補足的な記述をしていただくと、市町村側の理解が強まるのではないかなと感じました。

以上です。

【安田座長】 ありがとうございます。

何となく衆議院でしゃべっていただくといいような気がするんですけども、ほかにご意見。松尾さん、どうぞ。

【松尾委員】 私は利便性という観点、特に国民、住民の利便性という観点から何があるのかなという視点でお聞きしたいと思います。この参考資料1の社会保障・税番号要綱の7ページ目のところに基本理念とか個人に付番する「番号」とか、こういうふうに書かれていて、「番号」を今後検討するというようなことも含めて書かれているかと思うのですが、この「番号」のついたカードをいただくことで、住民はどのような利便性を得

ることができるんでしょうかというところをぜひ強調して書いていただきたいのですけれども、基本理念のところを見ますと、どちらかというところ富の再配分に対する公平性というような観点からずっと書かれている項目が多いように思うのですが、基本理念の下のように、4番のところでしょうか、システム技術、高度情報通信ネットワーク等を利用して国民生活の充実及び利便性の向上が図られる社会の実現を目指すこと、このあたりに初めて国民、住民としての利便性ということの文言が入っているように思うのですけれども、具体的に私が今、住基カードを持っています。

それでどんな利便性があるだろう。税務申告をするときに電子申告ができるな、この利便性は見えるのですけれども、ほかにカードを持っていることによる利便性ってほとんど何もない。このカードを持つことによってどんな利便性を私が受けることができるんでしょうかというのがないと、住民はカードを取得しようとするインセンティブがない状態になるのではないかというのが、まず心配していることです。

それで、あと一体として見ましょうというような形で議論されている中で、要は統合して個人ベースに見るのではなくて、市町村別に見てどんな住民がいるのだろう。税と社会保障との関係でどういうふうにするかというふうにするんだろう、どういうふうにするかというふうにするんだろうという、こういうのはどちらかというところマイクロデータ的なお話で、各個人の情報を1つ1つ見るのではなくて、グルーピングをして政策的に市町村としてどのように見ていくのかなというときにすごく重要な情報だと思われるのですが、マイクロデータというふうに通常データベース化して統計的に使おうということで、よく議論されている分野かと思うのですけれども、これについてどういうふうにするかということで、どこで議論がされているのでしょうか。これは富の再配分という観点から見た場合の官としての使い方の方針というのは、何か出されているのでしょうか。これは官としての、国としての利便性ということで、この辺がどういうものがあるかということをお教えいただきたいと思っております。

【安田座長】 これはそっちが答える？

【山崎課長】 すべてに答えられないかもしれませんが、要は内閣官房がやってきた議論の経過だけ申し上げますと、まず初めの国民の利便性の話は、意識はされていると思うのですが、IT本部がずっとやってきた議論がありまして、それが土台になっていると思うのですが、この要綱とか大綱とかがどっちかというところ番号法に結びつく、法律とか政令とかを意識して書いているので、その部分の記述が少し薄くなっているような気がします。

12月までのIT本部での議論というのは、やはりこのマイ・ポータルというところを非常に生かしていこうという議論があって、例えばそのマイ・ポータルに自分のアカウントができた。そこを通して例えばプッシュ型のサービスが来る。例えばそろそろ子供手当の申請時期ですよとか、それから、例えば義務教育に上がる方がいらっしゃれば、こういう健診が行われますよとかということをもっとプッシュでお知らせすると。申請を待つのではなくてお知らせするというイメージはどうかとか。

それから、例えばこれは韓国などでは、そうらしいのですが、税の申告書など、既につくってあるものがマイ・ポータルに届いて、それでチェックしたら申請したことになるとか、そういうことまで視野に入れて、国民と行政機関との間をこのマイ・ポータルが結んでいくというイメージがかなりIT本部では出されていましたが、かなりの関係者、経済界の方々とか、それから、サービスを提供する側の役所はこのマイ・ポータルに期待をかけている部分があるように聞いております。

それからあともう一つ、統計的利用の話ですけれども、実はここもどうも個人情報はどう使うか、使わせていただくかということが主体で書かれていて、要綱でも7ページなどに今回の大災害に際してどんなふうにするかということは、大綱までに決めていくと書いてあって、1番から7番までやはり年金だとか健康保険、介護保険、雇用保険、国税、地方税、それから、社会保障と地方税の分野における手続の条例に定めるものということで、とりあえず、どうも議論としてはスモールスタートで安心をしていただいて、そこから拡大するものは拡大していく。とりあえず今は社会保障の給付関係と税の部分で始める。

あと、自治体は、その社会保障の当事者でもあるし、地方税の当事者でもあるから条例で番号を使える分野をきちんとつくっていきましょうという思想が出ていて、あとは大綱策提示までに今回の大災害みたいなときにどうするか考え方いきましょうというところにとどまっていて、統計的に今度のシステムをどう活用するかとかというのは、まだ議論が及んでいないというところではないかなと思います。

【安田座長】 よろしいですか。

【手塚委員】 今のに関連です。

【安田座長】 どうぞ。

【手塚委員】 今の山崎課長のほうからIT戦略本部のところでのお話ということで、

私、そこの臨時構成員になっておりますので、そこで少しお話が実際に出た点で、デモンストレーションなどもお見せしたタイミングがありまして、そのとき、実際にやったのは、やはりマイ・ポータルを使ったデモでして、具体的には出生証明書などの提出デモというので、この場合、今ですと個人が市町村とか、それとか会社に対しても提出するというのが、大体7つから8つぐらいの書類がある。これを全部ばらばらに出している。

これをそのマイ・ポータルを使うことによって、ワンストップサービス型でやれるというようなデモを見せていただいて、そのとき議論をしたのですが、そういう面では利便性というのは、まだまだアプリケーションの充実度という点で、これはいつもキラアプリケーションは何なのだというのはよく話は出るのですけれども、少なくとももうそのところまでは、もう今、目の前に来ている。ですから、今後ますます利便性という点では、まさに追求していかなければいけないというのは事実でございますけれども、そういう点では色々なアイデアがございますので、これを契機にしっかりと日本としてやっていくというのは非常に重要なことと思っております。

【小川委員】 よろしいですか。

【手塚委員】 すみません、質問、いいですか、続いてやってしまっ。

【安田座長】 はい。

【手塚委員】 すみません。それで、私としては、この参考資料2、これは非常に私、今回、新しい形が出てきているのかなと思ったのは、情報保有機関のところしっかりと市町村という、こういう形のものを入れていただいたというのは、これは議論する点で非常に広い視点で物が見れるように今後なるかなと思っております。これはほかの情報連携基盤ワーキンググループなどでも当然議論をしているわけですが、そのときには私的な感覚で言いますと、私も最初そうだったのですが、どうもここの情報保有機関というのは、国の大きな保有しているところを意識する。それだけでどうも私など最初思っていたんですね。ところが、こういう市町村まで入ってきますと、ものすごい小さいところとか、そういうところもこの保有機関という位置づけには入ってくるというところで、そういう意味でセキュリティ的な視点、プライバシーの視点で相当色々な切り口で物を見ていかなければいけないなと思っております。

ですから、ケース・バイ・ケースで考えなければいけないところと、共通的に考えなければいけないレベルと、そこをこういう保有機関の特徴といいますか、性格に応じて考えるというのがすごくこのシステム的には、システムのばかりでなく制度的にも見ていかな

いと方向性を誤ってしまうのかなというのを少し感じまして、今日のこの資料は非常に私としてはいい資料になってきているというふうに感じております。それがまず第1点で、ぜひこれを向こうの会議にもこういう形で出していくということはいいいのかなと。内閣官房側のほうの資料にも、この辺は見せていく必要が私はあるのではないかと考えています。それがまず第1点です。

それとあと少し技術的な視点を含めてですけれども、確認も込めてなのですが、1点目は4情報の正規化をしていくというところではかなり大変な作業が発生するわけですけれども、今後、異動した場合には常に住基ネットの1番は番地の問題だと思うんですけれども、色々な表記の仕方があるので、それはもうそれ一本に日本としてはしていくのかというような、その辺をしないとまた結局、その4情報のマッチングというのは半永久的に繰り返す、今の状態です。それは非常にコストが大きい、無駄であるなと思っていて、この際、どういうふうにするかというのは色々知恵を出さなければいけないと思うのですが、番号そのものをどうしていくかというのは、これは大きな問題だなと。

特に登録するところはたくさんあるわけですね。市役所とか、そういう市町村だけではなく、国の機関のところでも書きますし、そういうときにやはり、色々なそういう形でデータベースにはその情報が蓄積されて、結局、今、このところでは導入後と導入時のことでこういうふうに行っている中で、ある意味、導入後が変わっていく。そのときには常にやることになる。これをいかにまた軽減するかというのも、今後、日本の中で回していく点では1つ重要なポイントかなと思っていて、この辺をまだしっかりと検討し尽くされていない気がしております。これが1点ございます。

それとあと、5ページのところで鍵ペアの生成の話、これは公的個人認証サービスのほうのお話にもなるのですが、今、鍵ペア生成というのは個人が鍵を生成する。これは、その心というのはもともとは公開鍵、とにかく秘密鍵ですね。これが本人で言うと実印に相当するわけで、この生成のところを本人しか持っていないというのをどうやって保証するかというところが、特にPKIの世界ではここが命みたいなところで、ですから、ICカードの中でしっかりと耐タンパ領域にまで技術的にはやるわけですね。その生成段階のところ、今後、バルク発行が必要になりますから、そのときのやり方として、ここはよく考えて、どうやってそこを担保するか、その仕掛けをどういうふうにするか。もしかしたら第三者機関できっちり見てもらうとか、そういうようにして担保するとか、何かこの秘密鍵の管理方法、よくKey Escrowの議論が出るわけですけれども、そういうところを

きちっと押さえておくというのも大事な議論になっていくかなど。利便性と、あとセキュリティがですね。この点を少しご意見として言っておきたいと思います。

以上でございます。

【安田座長】 ありがとうございます。

では、小川さん、どうぞ。

【小川委員】 小川です。私のほうからは2点ほどお願いといたしますか、問題提起をしておきたいと思います。1つはセキュリティです。この委員会がスタートするとき、私はセキュリティの人間としてかかわったということでもずっと言っているのですが、これは今回の原子力災害などを通して、いま一度そのセキュリティの位置づけというのを明確にして、セキュリティのないところでどういう高度なシステムも成り立たないというところの取り組みをしていただきたい。それから、セキュリティについては、まだ日本の行政というのは縦割りの中であって、ばらばらなんですね。警察庁もレベルが低いし、防衛省も低いし、IT戦略本部も低いんです。これは山口セキュリティ補佐官にじかに聞き取りをやったけれども、やっぱり低いね。

だから、それはちゃんとやらないと、これは小泉総理のときの命令で彼に聞き取りをやったことがある。彼がましなほうだから、もっと再任するよというのを言った人間の1人ですけれども、だから、その辺はきちっとやって、警察庁とかIT戦略本部をリードするぐらいの取り組みをしていただきたい。これは、私は東京電力のアドバイザーとして原子力の危機管理も今の社長以下にずっとやってきたんですよ。ところが、助言をしたことを1つも実行していないでひどい目に遭っているの、ざまあみるとどこかで思っているのですが、そのままでは国民はたまったものではないので、やっぱりきちんとやっていただきたいと思っています。たかをくくっているんですよ。日本は進んでいるぐらいに思っているんですね。

確かに原子炉の開発については、東芝だって何だってアメリカよりは新しいものをどんどんつくってきたけれども、セキュリティということについての発想や何かではアメリカの足元にも日本は及んでいない。そこのところが自覚がないんですね。私は原子力で東京電力とかかわったのは、あそこの中央コンピュータセンターとコンピュータシステムのセキュリティの仕事をやったからです。はっきり言いますと、穴をふさいだし、当時の南会長が偉かったから、あえて申し上げますが、日本の監査法人に頼んで侵入テストをやって大丈夫だったというのが、私が連れてきたアメリカの専門家は40秒で中央コンピュータ

センターを乗っ取りましたから、そのぐらいレベルが違うんですよ。

だから、セキュリティのないところでどんなシステムも機能しないという前提のもとに国際水準を意識した取り組みを日々進めていただきたい。だから、何かでき上がってからチェックをやるというのは、これは形式なんです。だから、つくりながら、それをチェックしていくような取り組みがあってもいいのではないかな。それがないところで第三者機関をつくってもやっぱり形式に流れます。原発の住民避難訓練をアメリカの大使館員が見ていて、報告したのがウィキリークスで出ちゃったでしょう。あの美浜原発の訓練も2カ月前に内閣官房からシナリオの説明を受けて、シナリオが成り立たないと指摘したけれども、もう取り返しがつかないというので実行してしまったんですけれども、もう全くわかっていない。あれは某総研に外注したシナリオだったというのが後でわかった。某総研が僕に聞いてきたから、ああ、おまえのところか、じゃあ、わかるわという話だったんですけれどもね。

ただ、やっぱりアメリカ大使館員の報告書の中にあっただのは、訓練を実働訓練と言いながら台本を読みながらやっているとかね。だから、前からこの委員会で言っているでしょう。この住基ネットのチェックも台帳じゃだめだよ。抜き打ちでやらないとだめだよと言っているんですが、そういったところをもう1回、原点に戻ってやっていただきたい。水準は国際水準であるということですね。これは行政というのは重要インフラの一角ですから、日本でも10分野を決めている中に入っていますよね。アメリカは18分野の中に入っているけれども、重要インフラ防護ということの位置づけのもとにこの住基のあり方というのを考えていっていただきたいなと思います。総務省のサイドでその辺を進めていく中で、IT戦略本部も含めてレベルが上がっていくだろうし、縦割りの弊害を乗り越えることができるのではないかと思います。

第2点は、これは将来どうなるのかというのはわからないのですが、放射線の被曝の問題ですね。情報がはっきりしないということと、あと専門家でも幅があるという問題があって、よくわからないところがあるのですが、その中で我々、社会保障に関連して被曝について自己診断をしなければいけない時代が来るかもしれないなということは覚悟しながら、この住基の問題も進めていただければいいなと思っています。うちの主任研究員が引っ張り出してきたのですが、アメリカの場合、ネバダの核実験場の被曝について、国民が自己診断をできるようなシステムを14年かかって開発をした。83年に連邦議会の指示があって政府が開発に取り組んで、難しかったんですけれども、97年からスタートさせ

て、医療情報に関してはどんどん更新をしています。

これははっきり言って住基にあるような4情報プラスどういう乳製品を何年間とったか、それから、どこに居住していたかという情報を打ち込むと、例えばネバダの核実験場の北西方向にある州に住んでいた人は通常のアメリカ国民の発がんの可能性よりも甲状腺がん、それと戦わなければいけない可能性はこれぐらい高い。ただ、予後についてはほかのがんの場合よりいいとか、そんなものが出てくる。あるいはロサンゼルスの場合は甲状腺がんにかかる可能性は普通に生活をしていて、乳がんとか前立腺がんにかかる確率よりも低いとか、それが本当にいいのかどうかわかりませんが、アメリカはそんなのをやっているんですよ。そんなものが日本の場合も必要になってくる可能性があるかもしれない。そこにこの住基システムがかかわってくる可能性がある。これは社会保障の問題としてもあり得ると思うものですから、これはご検討をどこかでいただく機会があるといいなと思っております。

以上です。

【安田座長】 どうもありがとうございます。

ほかに、よろしいですか。どうぞ。

【清原委員】 ありがとうございます。2度目の発言で失礼いたします。本日、配られました参考資料1の社会保障・税番号要綱の3ページ目のところなのですが、第2に基本的な考え方の2として、「大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援」という項目があります。これはこの東日本大震災における被災者の皆様の生活再建や地域コミュニティの再生、地域経済の復興に資するような取り組みに加え、実際の災害発生時に即応できるものという観点から、防災福祉の観点という表現で番号制度のあり方の必要性が書かれています。

その後に「具体的な利用事務については、6月に公表を予定しているこの社会保障・税番号大綱（仮称）において示すこととする」とありまして、私、先ほどは今後のことで国民の悉皆ではないけれども、多数の皆さんに使いやすいものと考えたのですが、確かに今、直面しているのは、三鷹市でも被災地から避難されている方が50名ほどいらして、それは決して多くはないと思いますけれども、実際に住所を移している方もいらっしゃいますが、住所を移していない方もいらっしゃいます。

また、多くの方が今、避難所でお過ごしで、例えば私、5月29日に仙台市を訪問したのですが、まだ19カ所に1,700名ほどの方が避難していらっしゃる。住所はあるんだ

けれども、今の暮らしの拠点は住所と違う。これは非災害時にもあることなのですからけれども、私たちが行政サービスを提供していくときに、4月に同じように税制についても配慮すべき方針が示され、三鷹市でも市税条例を被災者の皆様が減免されるように改正する提案をするわけですが、これは全国の自治体がみなしますけれども、では、どの方が本当に被災されていて、そして私たちがどのような支援をしたらよいのかということについて、今、現時点では全部が把握できていないということもあるんですね。

ここで考えていらっしゃるの、例えばこれは1年先ぐらいを見越して色々集中的に議論していくことかもしれませんけれども、本年、大変悲惨な大震災が起こって、今現に自分を証明することによってサービスを受たいけれども、なかなかできない方が医療分野でも社会保障の分野でもいらして、でも、放っておいたら、本来、自立できて、被災されていない方も、物資のところには集まってこられていたという現状などを伺うと、被災していることを証明するために、本来的に国や都道府県や市町村が支援すべき方がそうであることを証明するためにも、本当はこういうものが発行されていたらいいなと痛切に感じるんですね。

したがって、一般的にはこういう実証実験とかモデル事業というのは、何かどこかの地域を選んで、一般的には先駆的取り組みとしてされるんですけれども、そうではなくて今、実際に困っていらっしゃるところで、内閣府は何かをお考えでこういう2行の記述があるんでしょうか。私は、総務省はまさに災害対策の部分も担っていらっしゃるの、日々市町村、都道府県からのご相談もあるかと思うんですね。そんなことで少し、これからの中長期的に用途を考えて普及を図るべきことと、今年ならではのことが何かを考えていらっしゃるのかなと、ふとこの数行で思ったものですから、ご質問させていただきました。おわかりになっているところがありましたら、よろしくお願いします。

【山崎課長】 内閣官房からつまびらかに聞いているわけではありませんが、今回、未曾有の大災害が来て、かなり有識者の方々も番号制度とか、情報連携基盤とか、ICカードとかを、今出ていると有効に本人の確認ができたとか、もっとうまくサービスが提供できたという問題意識があるようなので、そういったことに活用できないかという問題意識で、4月28日時点ではどういうふうにできるかということは、具体的に我々は聞いていないのですけれども、6月の終わりまでに何とかしたいと思っておられるようです。

ただ、私どもとしては、今回、急場の対応としては阪神大震災のときになかった住基ネットがあったので、先ほど大山先生もお話いただきましたけれども、住基ネットで市町

村の住民基本台帳を補うとか、あるいは住民票の写しの交付をどう手伝えるかというのをやったり、それから、今、市長にもお願いをされていて恐縮なのですが、全国避難者情報システムというのを稼働させて、これは避難先の市町村に情報提供いただくと、避難元の都道府県の住基ネットとか、避難元の市町村の住基に結びつけられるので、その4情報のやりとりをすれば、本当にこの人はここから来たのだというのが3月11日の住基ネット情報があるのでわかるんですよということを始めていて、ですから、本当はもっとすごいシステムがあればいいのだろうと思うのですが、とりあえず急場で、みんなができることとしてL GWANとExcelファイルを使ってやり始めたという状況なので、そういった意味で、こういうシステムが今あったらどんなことができたかということは想像がわりとできるような状況になっているので、内閣官房が適切に書いてくれればと思っております。

【清原委員】 1つだけ、座長、すみません。

【安田座長】 どうぞ。

【清原委員】 私、そういう意味で住基ネットワーク及び地方自治情報センターの皆様がセキュリティ高くやってこられたということが、まさに災害時に生き、復興にも支援に結びつく全国的なシステムだったと思うんですね。これはやはり社会保障と税に関するこの取り組みと合わせて、基盤として住基ネットがあったことのメリットと、この間、色々システムを高度化されてきたり、あるいは連携する中での課題をそれぞれの自治体の声を聞きながら解決してこられたりしたという実績を、きちんと過大評価することなく、しかし、過小評価することなく示していくということが重要で、私は、繰り返すのですが、社会保障と税に関するカードとか、あるいはシステムとなってしまうので、自治体的にはどれも大事、どちらも大事なのですけれども、まず、いずれのことについても住民基本台帳が基本なんですね。本当に文字どおり基本なんですね。

だから、そのための住基ネットが生きてきた経過があって、初めてこういう、まあ、上乘せという表現はよくないですけども、そういうバージョンの拡大もできるのだということもきちんと位置づけて、そして内閣府の取り組みと連携していただければなと思うんですね。これは遠慮なく、そういうふうにしていただければと。そして、本当に命を救い、復興を支えるという仕組みのイメージの基盤に住基ネットがあったことというのを正當に位置づけていただければなと感じました。

以上です。

【安田座長】 ありがとうございます。

総務省の社内報に載せるとか、まずそういうことから始めよう。

【大山座長代理】 いいですか。

【安田座長】 どうぞ。

【大山座長代理】 ごもっともなご意見が出たのだと思って聞かせていただいておりますが、考え方の上で幾つか皆さん方にご意見も伺えればありがたいなと思っております。参考資料2を見ていただきたいのですが、この資料の中で、先ほど住基ネットのお話で安全性を含めてしっかりやってきたということを書いていただいて、私も直接かかわっていたので、うれしいお言葉だと思って伺いましたが、別の言い方をすると、住基ネットというのは全く今までなかったやつをつくったんですね。ですから、安全性に関する配慮は、ある意味十分できた。ところが、今回、この参考資料2を見ていただくとおわかりのとおり、年金機構、国税庁、市町村とずっと書いてあるのは既にあるんですよね。そのあるものに、今まであるシステムはご存じのとおり、例えば年金のシステムはオープンなシステム、いわゆるレガシーからオープンへの刷新という話がありますけれども、それをやることすらうまくできないぐらい中がわからない。その安全性の確保というのは、きれいになってわかれば何とかできても、それ以前の問題がまだ残っている。

そうすると次の話は、したがって、私などが思っているのは、年金機構の情報システムに直接つなぐにしても、外からの情報がこのリンクでいったときに中の、当該の色々なデータベースに直接見に行けるなどということは、とてもではないけれども危ない。見に行けること自体が危ない。わざわざそれを外に出す。したがって、必要な情報だけが外に出てくるというような考え方になってきて、それで例えば日本年金機構と市町村の間でやりとりするときには、両者が適切な、正当な手続を踏んで一種の情報の連携をするということ担保した上で、両者が直接会話ができる、情報を提供するほうが準備ができた状況で初めて渡せるような、我々、チケットと呼んでいたり、トークンと呼んでいたりしているんですけれども、そんなやり方をするので、何しろ今までの既存のシステムから切り離してしまおうと。そういうことをやらないと多分だめじゃないかなと実は思っています。

ほかにもっといい案があればひとつ教えていただきたいというのが今のお願いの趣旨なのですが、それともう一つ、同じような整理では、マイ・ポータルというのは、この右側にある情報保有機関とマイ・ポータルと別々として書いてあるんですけれども、システム的には実はマイ・ポータルもこれ、情報保有機関と考え方は同じ位置づけなんですね。すなわち、マイ・ポータルは個人が持っている情報をやりとりするところなので、頭の中に入っている

れば情報保有になっている。こういう整理で、したがって、リンクコードPなどというのがここに同じようなのが出てきている。こういうふうに思うわけです。そうすると、ここから先は次の質問なんですけれども、これは総務省さんにもお願いをしたいところなのですが、ひょっとすると本人に対する質問というのがあるかもしれない。要は法定で決まっている中でも、法律上確認してもいいというのがあると、今までだったら電話ないしははがきで送って聞く話が、この情報連携基盤を通過して聞きに行く可能性があるだろうと。その中身は自然言語かもしれないんですよね、質問の仕方が。要するに定型で決まらないから。

ということがもしあるとすると、今度はその情報を情報連携基盤に全部残すべきなのか、できるだけ情報連携基盤は個人の情報を持ちたくない。実は私はそう思っているんですね。そのほうが軽くなるし、安全性も確実に担保できる。さらには情報連携が起きたということの一種のノータリーサービスになると見ていて、ここが情報連携基盤を通ったことで、こういう事象が起きたという第三者的な交渉、いわゆるノータリーのほうの交渉ですけれども、それに当たるのではないか。だから、ここは意味があるという位置づけかなと実は思っているんですけれども、申し上げたようにマイ・ポータルというのは情報保有機関の1つで、ポイントは法定だけど質問するというのが自然言語で来的时候に、それを情報連携基盤はどうやって押さえ込む必要があるのか。例えばログとしてですね。というのがちょっとまだ答えが私の中になくて、この辺のところについて何かいいご意見、あるいはご教示いただけたらありがたいなと思ひ申し上げました。法定があるのか、総務省さんには確認をしていただきたい。

【山崎課長】 そこは全然、内閣官房でも議論がされていないと思いますが……。

【大山座長代理】 まだしていません。

【山崎課長】 現実に今の内閣官房の色々な文書からの想定は、まだマイ・ポータルについての考えが薄いんですね。マイ・ポータルをどういうふうに制度的に位置づけてとか、自己情報コントロールのところだけ書いてあるので、実は先生がおっしゃるようにワンストップサービスだとか、それから、そこでの色々な問い合わせに使えたり、あるいは民間がここに入ってきたりとか、すごくかなり色々な可能性を秘めたシステムだと思うんですね。

【大山座長代理】 そうだと思います。

【山崎課長】 IT本部ではそういうふうな議論だったと。そのまだ一部しか、要は

情報連携基盤を動かすときの最低限の要件しか書かれていないのではないかとあって、そういう意味で大山先生がおっしゃったような自然言語でこれを通じて問い合わせ、そこについてどうするかとか、恐らくまだ全然、法制的には未検討なのではないかと思えます。

【大山座長代理】 ご本人に聞かなければいけない例かあると思うんですよ。法律上、やってもいいというのがあると思うんですね。

【安田座長】 手塚さん、専門だからどうぞ。

【手塚委員】 いやいや。今、大山先生のお話というのは非常に重要なポイントだと思っていて、この情報連携基盤をどういうふうな位置づけで見るとというのが最終的に来ると思うんですね。私などは、このシステムを見たときに、まず制御レベルというものをどこに定義しますか。それと、データの受け渡しのレベル、つまり、よくあるのはコントロールと言ってもいいんですけども、これはネットワークのほうでも当然そういう世界があるのですが、コントロールレベルとデータレベルというのは、やはり概念的に分ける必要があって、コントロールを最初まずちゃんと設定して、その後、正しいもの同士がデータ連携するという考え方です。そのときにこのコントロールをするところがこの情報連携基盤の根っこになりますから、ここを常に通すか通さないかというのは、それは今色々議論が出ている中で、そのケースに応じて、もしバッチでバーンと流すようなものを一々ここを通していたら処理時間がめちゃくちゃかかるだろう。その中身まで見る必要はないだろうとか、そういうことが出てくるわけですね。

今、先生がおっしゃった自然言語などが流れた場合どうするかというのは、もう一つ、実際、ここを流したとしても、多分、そのときは暗号をかけて来るだろう。そうすると、結局、そのものは暗号がかかっていますから、それを解けない限りわからないわけですよ。ですから、ある意味、そう考えていくと、ここはイベント情報だけ一応押さえておく。そのアクションといいますか、ですから、まさにコントロールなんですね。コントロールのレベルはここできっちり押さえて、データはもしかしたらここを通さなくても、ダイレクトに渡しても、そのアクションさえ、イベントさえ押さえておけば後で追跡できる。これがまずは基本的な考え方。あとデータまで必要かどうかというのは、その業務とか色々なアプリで考えていけばいいのかなと、そんなふうな今のお話を聞いていて思いました。こんな感じですか。

【安田座長】 ほかに。どうぞ。あとちょっとで終わらしましょう。終わらなければいけないんだ。

【松尾委員】 セキュリティとかコントロールの観点のお話の中で、我が国が一番欠けているのは何かというと、データの権利をだれが持っているか、データのオーナーシップをだれが持っているかということについて、すごく定義づけをするのを嫌う文化があります。これはセキュリティの議論をしていると必ず我々が壁にぶち当たる場所でもあるんですけれども、それから考えたときに、このマイ・ポータルもそうですけれども、情報連携基盤上にあるコード、あるいは各保有機関にある色々な情報がありますね。これの所有者はだれですか、データの所有者はだれですかという質問をまず考えていただきたいと思います。例えば私の年金の情報、過去、働いた給与支払い情報は全部年金の上にありますけれども、このオーナーはだれですか。私ですという認識があるんでしょうか。あるいは国税に電子申告しています。過去の私の申告した情報が全部載っています。その情報は私がオーナーだという認識があるんでしょうかという、この質問なんです。

それに対してマイ・ポータルは、それを守っていますよという情報も提供してくれるんですよね。だれが触ったというイベントだけではなくて、守られているということを見たいと言えば見られるんですねという、この質問に答えていただきたいというのが一番セキュリティの根本的な課題なんです。これをどうされるのかなというのが、私は逆にお聞きしたいと思います。マイ・ポータルってイベントだけ、確かにこの連携基盤でイベントが起きたものだけは見られるかもしれないですけれども、中身までは当然見られないですよ、中身を見るのは保有機関の情報を見ないとわかりませんよね。こういうような仕掛けになっていると思うんですけれども、そういうのはどういうふうに対応されるのかなというのは教えていただきたいところです。

【山崎課長】 今、議論が出ておりましたのは、マイ・ポータルでどの程度の情報を持つとか、そのイベントだけなのかという話だと思えますけれども、色々な議論があって、マイ・ポータルで認証された状態で、それぞれの情報保有機関にリンクが張ってあって、行って見るという議論もありましたし、それから、そのマイ・ポータルで申請した結果、別の方法で見せるという議論もありました。そういった意味で、そこについての、マイ・ポータルについてまだうまく議論が整理されていない部分があるのではないかと推測しております。

【安田座長】 では、そろそろ時間ですのでおわりたいと思うんですけれども、一番大きな問題として、参考資料1の5ページ目の最高裁の判決との関係で、②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと、ここが一番大きな話になって、

さっき言ったように結託したらどうするとか、そういう議論がありますけれども、一応、法律的にそれをきちんとするんだよという議論から始まっていますので、そこは何とかなるだろう。あとは小川さんたち、皆さんがおっしゃっているセキュリティをどうするか。それも大きな問題で、それからもう一つは便利でなければいけないという話がもう一つあって、それで最後にお金がちゃんとついているのねという問題がある。その辺のところはこれからもう少しきちっと解決していただきたいと思うんですけども、最後に座長として勝手なことを言わせていただくと、便利でなければならないという問題ですけども、私自身いつも、最初、住基ネットの委員になったときから思っていることなんですけれども、要は国って何だろうかという議論ですね。

要するに国民って何だろうかということを考えて、国民の便利のため、皆さんのために国が存在するわけですよ。会社と違って国の公務員は公僕と呼ばれる。この人たちが何を考えなければいけないかというところなんですけれども、自分がやったことが正しいという証明を常にしなさいというのがポイントなんです。だから、そういうことをちゃんとできるようなシステムなら小沢さんみたいな議論はもともと起こらないわけですよ。それが、そういうことを隠そうという方向の意識であって、証明しようという意識ではないですね。もし本当に証明しようと思ったら全部残してなければいけない。全部残すとすれば番号があって、ちゃんと電子的に証明するということがないとできっこないわけです。だから、そういう意味で本当にこういうことを考えていただけるのだったら、その意識をまず持っていただきたい。そう思っただけならば、それで証明していただければ、国民にとってこれほど利便なことはないんですよ。うまくいけば、もしかしたら借金も減るしね。

【大山座長代理】 減るはずなんですよ。だれも言わないんですけど。

【安田座長】 ということになってくるわけです。だから、それぞれが100円もうかるのも大事だけれども、全体として、もっと透明な国ができてスモールな政府ができるということがこれによってなされるということは全員持っていただきたいというのが一番の我々の願いだと思っただけです。ですから、それはぜひこれでもってそういうことができます。だから、さっき清原さんがおっしゃった、この2行は何だという問題ですけども、その2行の中に要するにもっと透明で皆さんの役に立つ政府ができる。基本的には税金がもう少し安くなりますとか、そういう話が明快についてくるのが一番大事なのではないですかねという、それはぜひお願いしたいと思っております。余計なことを言いまし

たが、終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、事務局のほうからどうぞ。

【浦上専門官】　ありがとうございました。本日の調査委員会のご意見を踏まえまして、まず、専門調査会を開催しまして、また中間論点整理を取りまとめ、再度調査委員会にご報告したいと考えております。

次回の調査委員会は、平成23年6月23日の木曜日を予定しておりますので、別途ご案内申し上げます。よろしくお願いいたします。

【山崎課長】　　よろしく申し上げます。

【安田座長】　　よろしく申し上げます。ありがとうございました。